

調査の結果	説明図表番号
<p>(2) 生活保護行政の執行体制の整備状況</p> <p>ア 福祉事務所における体制の概要</p> <p>福祉事務所には、社会福祉法第 15 条第 1 項等の規定に基づき、長及び少なくとも次の所員を置くこととされている。</p> <p>① ②の業務の指導監督を行う所員（査察指導員）</p> <p>② 要保護者の資産、環境等を調査し、保護等の必要性を判断し、本人に生活指導等を行う業務を行う所員（現業員）</p> <p>③ 事務を行う所員</p> <p>このうち、現業員の配置数については、同法第 16 条において、市が設置する福祉事務所にあつては、被保護世帯が 240 世帯以下である場合は 3 人で、80 世帯増すごとにこれを 1 人加えるなどと、現業員の定数を条例で定めるに当たっての標準数が規定されている。</p> <p>また、査察指導員と現業員は、同法第 15 条第 6 項において、社会福祉主事でないといけないとされている。社会福祉主事の任用資格については、同法第 19 条第 1 項において、大学等で厚生労働大臣が指定した科目を修めた者（同項第 1 号）、養成機関等の課程を終了した者（同項第 2 号）、社会福祉士（同項第 3 号）、などが規定されている。このうち、第 19 条第 1 項第 1 号の規定に基づく任用資格については、厚生労働大臣が 34 科目を指定し、これらのうちの 3 科目の履修が必要とされているが、34 科目の中には、民法、行政法、経済学、社会学等があり、これらのみの 3 科目の履修によっても社会福祉主事の任用資格は得られることとなっている。</p> <p>なお、生活保護行政の実施体制については、平成 25 年 11 月 12 日の「生活保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」において、ケースワーカー、就労支援員などの増員を図る等により、適正な配置を確保するよう参議院厚生労働委員会から指摘がされている。</p> <p>イ 福祉事務所における体制整備の実態</p> <p>(7) 現業員等の配置状況</p> <p>福祉事務所における現業員の実際の配置状況については、次のとおり、厚生労働省の調査結果においても、今回の当省による実態調査においても、配置数及び資格保有の両面で、社会福祉法に規定された標準数及び規制と乖離している実態がみられた。</p> <p>① 厚生労働省の調査結果（全国 1,242 福祉事務所）</p> <p>平成 21 年度に厚生労働省が実施した「福祉事務所現況調査」においては、生活保護担当の現業員数が 1 万 3,881 人と配置標</p>	<p>表 2 - (2) - ①</p> <p>表 2 - (2) - ②</p> <p>表 2 - (2) - ③</p> <p>表 2 - (2) - ④</p>

<p>準数（1万5,560人）（注）に比べ約1,700人少なく、福祉事務所の約30%が同標準数を充足していない状況となっている。</p>	
<p>また、同調査においては、生活保護担当の現業員のうち約26%の者が社会福祉主事の資格を未取得となっている。</p>	表2-(2)-⑤
<p>② 当省の実態調査結果（調査対象102福祉事務所）</p>	
<p>平成24年度においては、生活保護担当の現業員数が法定標準数を満たしていない福祉事務所が67事務所あり、中には、現業員の配置数が同標準数の半数以下となっている福祉事務所も6事務所ある。</p>	表2-(2)-⑥
<p>また、社会福祉主事の資格を未取得の査察指導員が配置されている福祉事務所が22事務所、同資格を未取得の現業員が配置されている福祉事務所が68事務所あり、この中には、有資格者の査察指導員が一人もいないものや、現業員の約4分の3が無資格者であるものもある。</p>	表2-(2)-⑦
<p>なお、現業員充足率を無資格者のいる福祉事務所と無資格者のいない福祉事務所とで区分して算定したところどちらも約80%で、資格要件を遵守している福祉事務所がとりわけ現業員の確保ができていないというような状況は認められない。</p>	表2-(2)-⑧
<p>（注）上記①の配置標準数は、被保護世帯に対して、群部の福祉事務所は65で除し、市部の福祉事務所は80で除して算定しており、上記②の法定標準数は、社会福祉法第16条の規定に則して算定している。これら①の配置標準数と②の法定標準数の算定結果は必ずしも一致しない。</p>	
<p>(イ) 関係者の意識・意見</p>	
<p>a 現業員の意識</p>	
<p>今回、調査対象とした102福祉事務所の現業員757人に対して、福祉事務所の実施体制等について意識調査を実施した結果は、次のとおりであった。</p>	表2-(2)-⑨
<p>① 現行の配置基準（法定標準数）について「世帯数では決まらない」とした者が370人（48.9%）であった。</p>	
<p>② 社会福祉主事の資格を有していない者が現業員の業務を行うことが「困難だとは思わない」とする者が607人（80.2%）、「困難だとは思わない」とする者のうち、必要な知識、技能をどのように習得していくべきかとの質問に対し、「業務に従事する中で」と答えた者が535人（88.1%）であった。</p>	
<p>b 福祉事務所等の幹部職員の意見</p>	
<p>今回、調査対象とした各機関（都道府県、指定都市本庁及び福祉事務所）の幹部職員からは、現業員等に係る資格要件について、その必要性や改善点等に関し様々な意見が聴かれた。</p>	表2-(2)-⑩

ウ 厚生労働省の対応及び考え

厚生労働省は、現行の現業員数の標準数については、平成 11 年の社会福祉法の改正（注）により、それまでの法定最低数を変更したものであり、地方公共団体がこれを標準として地域の実情に応じて配置をしていけば、その配置数が標準数を下回っている場合でも違法ではないとしている。

また、社会福祉主事の資格を有しない者が現業員等の職務に従事している例が認められた場合には、通信教育等の手段で資格取得に努めるよう指導しているが、この資格要件については、福祉事務所を設置する地方公共団体がどういう人材を求めているのかということ踏まえ、その在り方について検討しているところであるとしている。

（注）地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）による改正を指す。

エ 今後の課題

厚生労働省では、福祉事務所の組織及び活動の現況を把握するため「福祉事務所現況調査」を実施し、上記のとおり現業員の配置数が標準数に比べて少ない福祉事務所があることや現業員のうち社会福祉主事の資格を有していない者が存在することなどを把握している。同調査は、毎年度実施することとされているものの、調査結果を集計及び公表したのは、平成 21 年度のもものが直近となっている。

同省においては、今後、「福祉事務所現況調査」を実施し、その結果を分析するに際し、現業員等の標準数及び資格要件と実態との乖離による、福祉事務所の生活保護行政事務への影響について分析するとともに、生活保護行政の関係者の意見を収集し、その結果を踏まえ、福祉事務所における適切な執行体制の確保に向けた対処方針を明らかにしていくことが求められる。

表 2 - (2) - ⑪

表 2 - (2) - ① 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定

<p>(組織)</p> <p>第十五条 <u>福祉に関する事務所には、長及び少なくとも次の所員を置かなければならない。ただし、所の長が、その職務の遂行に支障がない場合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、第一号の所員を置くことを要しない。</u></p> <p>一 指導監督を行う所員</p> <p>二 現業を行う所員</p> <p>三 事務を行う所員</p> <p>2 所の長は、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の指揮監督を受けて、所務を掌理する。</p> <p>3 <u>指導監督を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる。</u></p> <p>4 <u>現業を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。</u></p> <p>5 事務を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、所の庶務をつかさどる。</p> <p>6 <u>第一項第一号及び第二号の所員は、社会福祉主事でなければならない。</u></p> <p>(所員の定数)</p> <p>第十六条 <u>所員の定数は、条例で定める。ただし、現業を行う所員の数は、各事務所につき、それぞれ次の各号に掲げる数を標準として定めるものとする。</u></p> <p>一 都道府県の設置する事務所にあつては、生活保護法の適用を受ける被保護世帯（以下「被保護世帯」という。）の数が三百九十以下であるときは、六とし、被保護世帯の数が六十五を増すごとに、これに一を加えた数</p> <p>二 <u>市の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が二百四十以下であるときは、三とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数</u></p> <p>三 町村の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が百六十以下であるときは、二とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数</p> <p>(資格等)</p> <p>第十九条 <u>社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。</u></p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に</p>

基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

- 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
 - 三 社会福祉士
 - 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
 - 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 前項第二号の養成機関の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）による改正前の第 16 条（旧第 15 条）の規定は次のとおりである。

第 15 条

所員の定数は、条例で定める。但し、現業を行う所員の数は、各事務所につき、それぞれ 左の各号に掲げる数以上でなければならない。

一～三（略）

表 2 - (2) - ② 社会福祉主事の資格に関する科目指定 (昭和 25 年厚生省告示
第 226 号)

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学及び家政学
のうち三科目以上

表 2 - (2) - ③ 生活保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (抜粋)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一～五 (略)

六 生活保護制度の実施体制については、受給者が急増していることや、個々人の異なる状況に時間をかけて密接に対応していく必要があることから、地方自治体に対する地方交付税措置を改善し、地方自治体におけるケースワーカー、就労支援員などの増員を図る等により、適正な配置を確保すること。

七 5年後の見直しに際しては、生活保護受給者数、人口比受給率、生活保護の捕捉率、餓死、孤立死などの問題事例等の動向を踏まえ、生活保護受給者、これを支援する団体、貧困問題に関し優れた見識を有する者等、関係者の意見を十分に徴した上で、必要な改正を行うこと。

右決議する。

(注) 1 参議院厚生労働委員会が平成 25 年 11 月 12 日に決議したものである。

2 下線は当省が付した。

表 2 - (2) - ④ - i 福祉事務所における現業員の配置状況

単位：箇所、人

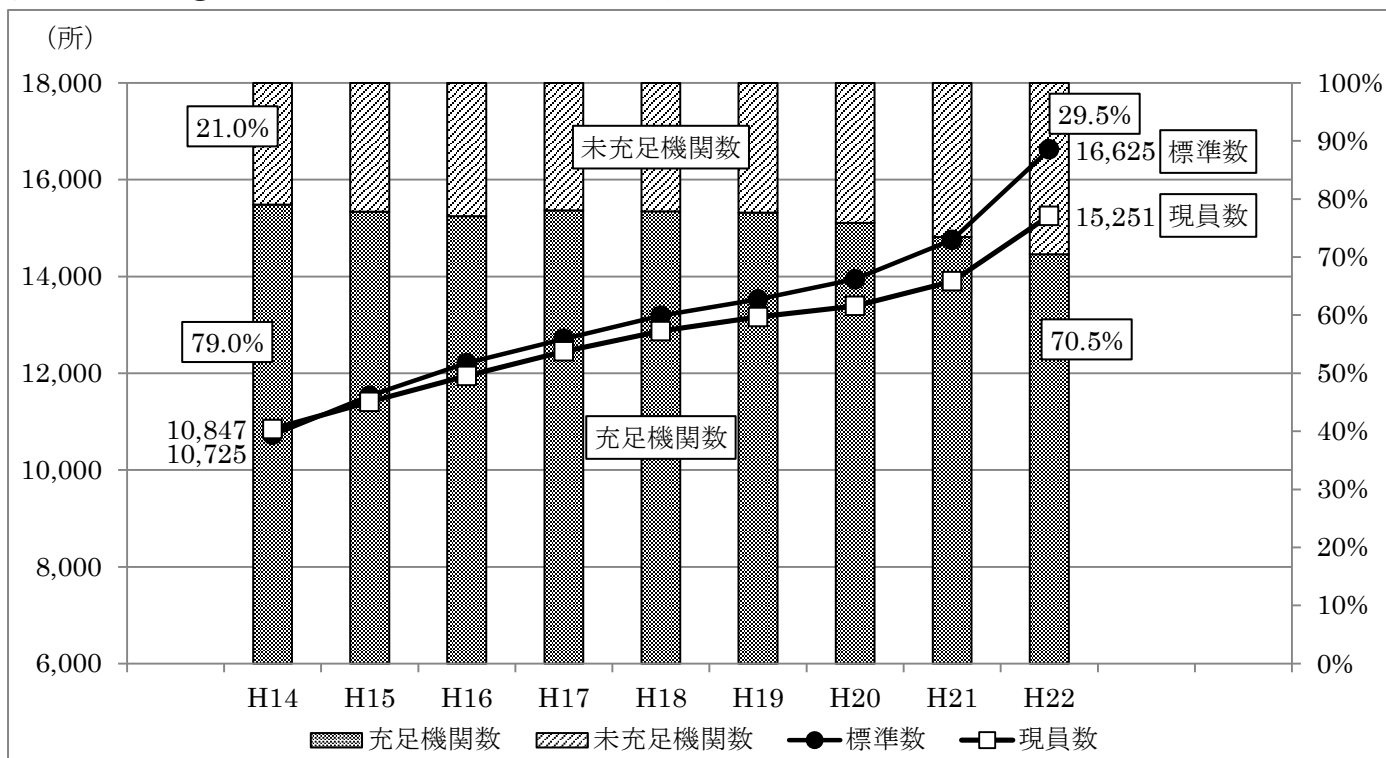
区 分	福祉事務所数 (A)	配置標準数 (B)	配置人員 (C)	充足率 (C/B)	充足率 100%以上 の事務所数 及び (A) に対 する割合	充足率 100%未 満の事務所数 及び (A) に対 する割合
総 数	1, 2 4 2	1 5, 5 6 0	1 3, 8 8 1	8 9. 2%	8 2 8 (6 6. 7%)	4 1 4 (3 3. 3%)
郡 部	2 2 6	1, 2 3 7	1, 2 4 6	1 0 0. 7%	1 7 5 (7 7. 4%)	5 1 (2 2. 6%)
市 部	1, 0 1 6	1 4, 3 2 3	1 2, 6 3 5	8 8. 2%	6 5 3 (6 4. 3%)	3 6 3 (3 5. 7%)

(注) 1 厚生労働省「平成 21 年福祉事務所現況調査」の「生活保護担当現業員の配置状況」に基づき当省で作成した。

2 同調査において、配置標準数は、被保護世帯に対し、郡部の福祉事務所は 6 5 : 1、市部の福祉事務所は 8 0 : 1 でそれぞれ算定されている。

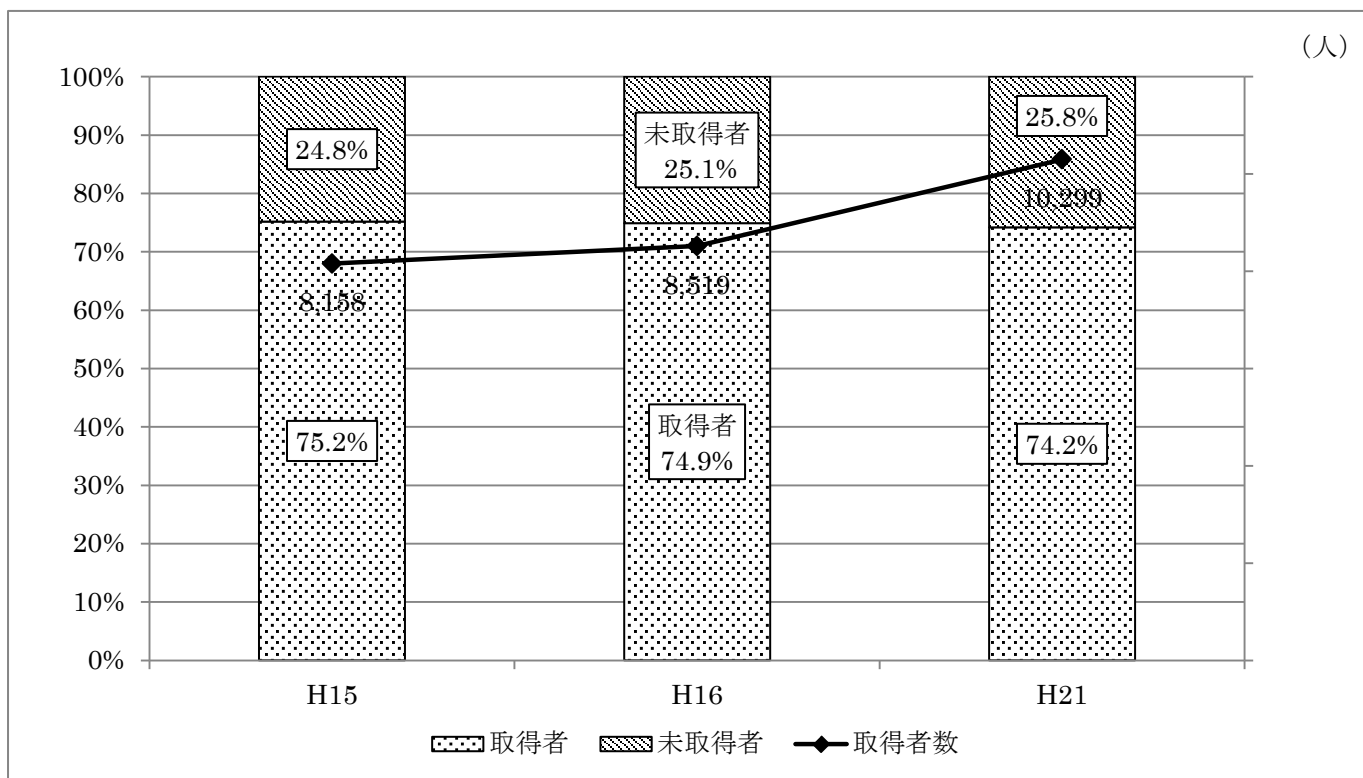
3 調査時点は、平成 21 年 10 月 1 日現在である。

表 2 - (2) - ④ - ii 福祉事務所における現業員の配置状況等の推移



(注) 1 「標準数」及び「現員数」は、厚生労働省「生活保護の現況と課題」に基づき当省で作成した。
 2 各年度4月1日現在のものである。
 3 現員数は他法等の業務を兼務する職員を含む。標準数は社会福祉法第16条に基づく数と被保護世帯数を基に郡部実施機関の場合は65、市部の場合は80で除して得た数(小数点以下第1位を四捨五入)と比較していずれか少ない方の数の合計である。

表 2 - (2) - ⑤ 生活保護担当現業員の資格(社会福祉主事)取得率の推移



(注) 厚生労働省「福祉事務所現況調査」による(各年10月1日現在)。

表 2 - (2) - ⑥ 調査対象 102 福祉事務所の現業員の配置状況等

単位：人、事務所

年 度	平成 2 2	2 3	2 4
福祉事務所数 (A)	1 0 0	1 0 0	1 0 2
現業員標準数 (B)	2, 9 9 6	3, 2 0 3	3, 4 1 0
現業員現員数 (C)	2, 4 4 0	2, 6 2 8	2, 7 5 9
充足率 (C/B)	8 1. 4%	8 2. 0%	8 0. 9%
B > C の事務所数 (D)	6 6	7 0	6 7
充足率が 5 0%以下 の事務所数	5	3	6

(注) 1 福祉事務所提出資料に基づき当省で作成した。

2 各年度 4 月 1 日現在の数値である。

3 現業員標準数は、福祉事務所が提出した被保護世帯数データに基づき、当省で社会福祉法第 16 条の規定に則して算定した。

4 調査対象 102 福祉事務所の中には、平成 24 年度に新規に設置された 2 事務所が含まれているため、事務所数の母数は 24 年度が 102 事務所、22 年度、23 年度は 100 事務所となっている。

表 2 - (2) - ⑦ 調査対象 102 福祉事務所の査察指導員数及び現業員数に占める
社会福祉主事無資格者の割合等

単位：人、事務所

年 度	平成 2 2	2 3	2 4
福祉事務所数 (A)	1 0 0	1 0 0	1 0 2
査察指導員数 (B)	3 7 2	4 0 5	4 3 0
うち無資格者 (C)	7 3	6 1	7 7
C / B (%)	1 9 . 6 %	1 5 . 1 %	1 7 . 9 %
無資格の査察指導員がいる事務所数 (D)	2 5	1 9	2 2
無資格者のいる事務所の占める割合 (D / A) (%)	2 5 . 0 %	1 9 . 0 %	2 1 . 6 %
無資格率の最大値 (注 4)	1 0 0 . 0 % (9 事務所)	1 0 0 . 0 % (3 事務所)	1 0 0 . 0 % (5 事務所)
現業員数 (E)	2, 4 4 0	2, 6 2 8	2, 7 5 9
うち無資格者 (F)	6 6 0	6 2 9	5 7 5
F / E (%)	2 7 . 0 %	2 3 . 9 %	2 0 . 8 %
無資格の現業員がいる事務所数 (G)	6 8	6 8	6 8
F の占める割合 (G / A) (%)	6 8 . 0 %	6 8 . 0 %	6 6 . 7 %
無資格率の最大値 (%) (注 4)	1 0 0 . 0 %	8 5 . 7 %	7 5 . 3 %

(注) 1 福祉事務所提出資料に基づき当省で作成した。

2 各年度 4 月 1 日現在の数値である。

3 調査対象 102 福祉事務所の中には、平成 24 年度に新規に設置された 2 事務所が含まれているため、事務所数の母数は 24 年度が 102 事務所、22 年度、23 年度は 100 事務所となっている。

4 「無資格率の最大値」については、各福祉事務所の査察指導員又は現業員の現員数に占める無資格者の占める割合のうち最も大きな割合を示す事務所の数値を記載した。

(例) 現業員現員数 73 人中無資格者 55 人の場合は「75.3%」と記載

また、当該数値に該当する福祉事務所が複数ある場合は事務所数を () 書きで記載した。

表 2 - (2) - ⑧ 調査対象 102 福祉事務所の現業員の資格の有無と充足率

単位：人、事務所

年 度	平成 2 2	2 3	2 4
福祉事務所数 (A)	1 0 0	1 0 0	1 0 2
現業員標準数 (B)	2, 9 9 6	3, 2 0 3	3, 4 1 0
現業員現員数 (C)	2, 4 4 0	2, 6 2 8	2, 7 5 9
充足率 (C / B) (%)	8 1. 4%	8 2. 0%	8 0. 9%
無資格の現業員が いる事務所数 (D)	6 8	6 8	6 8
D の事務所の現業 員標準数合計 (E)	2, 4 9 3	2, 5 0 4	2, 5 9 3
D の事務所の現業 員現員数合計 (F)	2, 0 1 8	2, 0 6 3	2, 0 9 9
E / F (%)	8 0. 9%	8 2. 4%	8 0. 9%
無資格の現業員が いない事務所数 (G)	3 2	3 2	3 4
F の事務所の現業 員標準数合計 (H)	5 0 3	6 9 9	8 1 7
F の事務所の現業 員現員数合計 (I)	4 2 2	5 6 5	6 6 0
I / H (%)	8 3. 9%	8 0. 8%	8 0. 8%

(注) 1 福祉事務所提出資料に基づき当省で作成した。

2 各年度 4 月 1 日現在の数値である。

3 現業員標準数は、福祉事務所が提出した被保護世帯数データに基づき、当省で社会福祉法第 16 条の規定に則して算定した。

4 調査対象 102 福祉事務所の中には、平成 24 年度に新規に設置された 2 事務所が含まれているため、事務所数の母数は 24 年度が 102 事務所、22 年度、23 年度は 100 事務所となっている。

表 2 - (2) - ⑨ 現業員への意識調査結果（関係部分抜粋）

単位：人、%

<p>調査対象者の属性等</p> <p>※ 詳細は 2 (3) 参照</p>	<p>① 担当被保護世帯数</p> <table border="1" data-bbox="475 443 1305 544"> <tr> <th>～65</th> <th>65～80</th> <th>80～120</th> <th>120～</th> <th>未回答</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>58 (7.7)</td> <td>140 (18.5)</td> <td>466 (61.6)</td> <td>83 (11.0)</td> <td>10 (1.3)</td> <td>757 (100.0)</td> </tr> </table> <p>② 社会福祉主事資格の有無</p> <table border="1" data-bbox="475 622 1305 723"> <tr> <th>有</th> <th>無</th> <th>未回答</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>569 (75.2)</td> <td>183 (24.2)</td> <td>5 (0.7)</td> <td>757 (100.0)</td> </tr> </table>	～65	65～80	80～120	120～	未回答	合計	58 (7.7)	140 (18.5)	466 (61.6)	83 (11.0)	10 (1.3)	757 (100.0)	有	無	未回答	合計	569 (75.2)	183 (24.2)	5 (0.7)	757 (100.0)																
～65	65～80	80～120	120～	未回答	合計																																
58 (7.7)	140 (18.5)	466 (61.6)	83 (11.0)	10 (1.3)	757 (100.0)																																
有	無	未回答	合計																																		
569 (75.2)	183 (24.2)	5 (0.7)	757 (100.0)																																		
<p>業務実施体制等</p>	<p>① 現在の担当世帯数</p> <table border="1" data-bbox="475 801 1305 925"> <tr> <th>少ない</th> <th>適当</th> <th>多い</th> <th>未回答</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>11 (1.5)</td> <td>330 (43.6)</td> <td>412 (54.4)</td> <td>4 (0.5)</td> <td>757 (100.0)</td> </tr> </table> <p>(参考) 適当と答えた 330 人の世帯数別内訳</p> <table border="1" data-bbox="475 1003 1305 1104"> <tr> <th>～65</th> <th>65～80</th> <th>80～120</th> <th>120～</th> <th>未回答</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>45 (13.6)</td> <td>86 (26.1)</td> <td>181 (54.8)</td> <td>14 (4.2)</td> <td>4 (1.2)</td> <td>330 (100.0)</td> </tr> </table> <p>② 法定標準数は実態に即しているか</p> <table border="1" data-bbox="475 1193 1305 1720"> <tr> <td>実態に即した適切な基準</td> <td>170 (22.5)</td> </tr> <tr> <td>基準とされている世帯数は少なすぎる</td> <td>18 (2.4)</td> </tr> <tr> <td>基準とされている世帯数は多すぎる</td> <td>153 (20.2)</td> </tr> <tr> <td>業務量は単に世帯数で決まるものではないので、適切な基準だとは思わない</td> <td>370 (48.9)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>36 (4.8)</td> </tr> <tr> <td>未回答</td> <td>10 (1.3)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>757 (100.0)</td> </tr> </table>	少ない	適当	多い	未回答	合計	11 (1.5)	330 (43.6)	412 (54.4)	4 (0.5)	757 (100.0)	～65	65～80	80～120	120～	未回答	合計	45 (13.6)	86 (26.1)	181 (54.8)	14 (4.2)	4 (1.2)	330 (100.0)	実態に即した適切な基準	170 (22.5)	基準とされている世帯数は少なすぎる	18 (2.4)	基準とされている世帯数は多すぎる	153 (20.2)	業務量は単に世帯数で決まるものではないので、適切な基準だとは思わない	370 (48.9)	その他	36 (4.8)	未回答	10 (1.3)	合計	757 (100.0)
少ない	適当	多い	未回答	合計																																	
11 (1.5)	330 (43.6)	412 (54.4)	4 (0.5)	757 (100.0)																																	
～65	65～80	80～120	120～	未回答	合計																																
45 (13.6)	86 (26.1)	181 (54.8)	14 (4.2)	4 (1.2)	330 (100.0)																																
実態に即した適切な基準	170 (22.5)																																				
基準とされている世帯数は少なすぎる	18 (2.4)																																				
基準とされている世帯数は多すぎる	153 (20.2)																																				
業務量は単に世帯数で決まるものではないので、適切な基準だとは思わない	370 (48.9)																																				
その他	36 (4.8)																																				
未回答	10 (1.3)																																				
合計	757 (100.0)																																				
<p>業務に必要な知識・技能</p>	<p>① 社会福祉主事資格を有していない者が現業員の業務を実施することは困難か。</p> <table border="1" data-bbox="451 1832 1305 1991"> <tr> <td>そのとおりだと思う</td> <td>137 (18.1)</td> </tr> <tr> <td>そうだとは思わない</td> <td>607 (80.2)</td> </tr> <tr> <td>未回答</td> <td>13 (1.7)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>757 (100.0)</td> </tr> </table>	そのとおりだと思う	137 (18.1)	そうだとは思わない	607 (80.2)	未回答	13 (1.7)	合計	757 (100.0)																												
そのとおりだと思う	137 (18.1)																																				
そうだとは思わない	607 (80.2)																																				
未回答	13 (1.7)																																				
合計	757 (100.0)																																				

(参考)資格の有無別回答数		
区 分	有資格者	無資格者
そのとおりだと思う	85 (15.2)	51 (28.7)
そうだとは思わない	476 (84.8)	127 (71.3)
合 計	561 (100.0)	178 (100.0)

※ 資格の有無未回答者 5 人及び上記①の回答の未回答者 13 人の計 18 人を除いている。

② ①で「そうだとは思わない」とした場合、現業員の業務に必要な知識、技能をどのように修得していくものと考えるか。

都道府県等が実施する研修	278 (45.8)
福祉事務所内研修	354 (58.3)
現業員の業務や補助業務に従事する中で	535 (88.1)
その他	72 (11.9)

※ 複数回答あり。()内は①で「そうだとは思わない」607 人に対する割合である。

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑩ 社会福祉主事資格に関する幹部職員の意見

区 分	意 見 の 概 要
社会福祉主事制度の意義等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護業務を実施するに当たって必要となる <u>一定程度の識見を担保する上で社会福祉主事資格は必要</u>である。それぞれのケースで、問題や状況も異なることから、現業員は色々な科目を学んでいることが重要である。 なお、当市は福祉職の採用を始めたが、これまでより長く活躍してくれるだろうと期待している。(福祉事務所課長) ・ 当方では、福祉職職員の採用を行っており、社会福祉主事に必要な資格は採用時点で取得済みとなっている。<u>現業員にとって人を捉える目、視点等が重要であり、社会福祉主事の資格を持った人材は必要である</u>と考える。(福祉事務所課長)
資格規制に係る問題点等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修得した知識や技法をいかせる社会福祉主事の有資格者が生活保護事務に携わることは理想とするところである。しかし、有資格者が少ない現況にあっては、<u>有資格者のみで生活保護行政を運営することになれば、人事の硬直化を招き、柔軟な福祉事務所の運営実施を妨げる</u>ことになってしまいかねないと推察する。 また、平成 17 年度から導入した自立支援プログラムのように、近年の生活保護事務は、担当職員個人の努力や経験等に依存した取組だけでなく、担当職員の経験等を組織全体として共有し、被保護世帯に対する支援等を組織的に取り組むことになっている。こうした取組が、現業員の知識や経験の不足を補い、各福祉事務所の生活保護事務の実施に役立っていると感じている。 生活保護行政に携わる職員には、<u>生活保護制度利用者の周辺にある社会資源をいかせるコーディネイト力が問われているもの</u>と思う。 (指定都市本庁課長)
その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現業員は事務職員ではなく、現業業務において適切な指導等を行うには対人折衝能力等が必要であるため、社会福祉法第 15 条第 6 項の規定を削除して社会福祉主事の資格を保有しない者でも配置できるように仕組みを変えるということは現実的ではない。社会福祉主事の資格の有無により <u>業務に必要な能力(対人折衝能力等)を適切に測られるようにする</u>など、現行の仕組みで力量を持った者を現業員として配置できるような <u>仕組みにしたほうが良い</u>と考える。(福祉事務所長) ・ 現業員、査察指導員のいずれについても社会福祉主事資格の有無による業務処理能力の差はない。<u>職務経験で資格取得できるようにすることを検討してもよいのではない</u>か。(福祉事務所主幹) ・ 資格はあくまでも現業員としての能力の目安に過ぎず、いわゆる三科目主事と言われるように現業業務にとって必要な知識を担保するものではないため、<u>意欲・資質を有する者ならば資格を有していなくても問題ない</u>。(福祉事務所長)

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑪ 平成 21 年の福祉事務所現況調査の調査事項等

調査の目的	福祉事務所について、その組織及び活動の現況を把握することにより、福祉事務所の運営指導等に関する基礎資料を得ること
調査の根拠	統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく一般統計
調査事項	①福祉事務所番号、②福祉事務所名、③所在地、④電話番号、⑤管内の状況（世帯数、人口、被保護世帯数、被保護人員）、⑥所管区域、⑦支所等数、⑧家庭児童相談室の設置、⑨特殊勤務手当の支給状況、⑩保健所等との一体化の有無、⑪職種別、担当法令別（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、その他）職員数、保有資格（社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士）、⑫生活保護担当査察指導員の経験年数、⑬生活保護担当現業員の経験年数、⑭福祉六法以外の福祉関係業務の所掌状況、⑮生活保護における外部委託の状況、⑯他の協議会等との連絡調整状況、⑰成年後見制度利用支援事業の利用状況、⑱精神障害者（生活保護受給）退院促進支援、⑲就労支援の実績、⑳福祉専門職（相談援助職）の採用について、㉑独自の取組（人材育成、総合的な相談支援の強化）、㉒組織図及び配置人員
調査の時期	平成 21 年 10 月 1 日現在の状況

（注）厚生労働省の資料に基づき当省で作成した。